

「三重県農業農村整備計画」（中間案）に対するご意見とそれに対する県の考え方

- 1 意見公募期間：令和6年10月11日から令和6年11月9日まで（30日間）
- 2 意見数：3件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	2件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	0件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	1件
合計	3件

○対応状況

番号	中間案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	P11 第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢	ため池の被災状況写真が示されていますが、どこが被災しているのか分かりにくいと思います。	①	ため池の位置を表示するなど、被災状況が分かるよう修正します。
2	P23 第3章 基本的な考え方	立梅用水について、用水路の多面的活用の状況が分かりにくいと思います。	①	多面的活用の状況が分かるよう、立梅用水を活用したあじさいまつりでのポート下りを通じ、都市と農村との交流が図られている写真に変更します。
3	第4章 整備方針と主要取組(全般)	複数の基本事業の成果をKPI（重要業績評価指標）で総合的に把握していく手法は、全体像の把握に有効かと思います。	⑤	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。